

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成29年9月8日（金曜日）

予算・決算委員会

日時 平成29年9月8日（金曜日） 午後1時30分 開会  
場所 議場

本日の委員会に付した事件

第94号議案～第97号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	小野田直美			
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	山崎祐一	村田康助	山口洋一
	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	鈴木眞澄
	加藤芳夫	菊地勝昭				
議長	下江洋行					

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩  
書記 松井哲也 夏目佳子

## 開 会 午後1時30分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る6日の本会議において、本委員会に付託されました議案のうち、第94号議案 平成29年度新城市一般会計補正予算（第2号）から第97号議案 平成29年度新城市市民病院事業会計補正予算（第1号）までの4議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表にしたがって発言を許可します。

質疑者、答弁者とも、予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いします。

第94号議案 平成29年度新城市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

初めに、歳出、2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 質疑させていただきます。

歳出、2款2項2目であります。賦課徴収費、資産税賦課事業、資料の23ページであります。

固定資産税システム改修委託料の内容と、その効果をお伺いします。補正予算額243万円であります。

○丸山隆弘委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 それでは、システム改修の内容と効果について、答弁をさせていただきます。

固定資産税の土地と家屋においては、膨大な量の固定資産の評価内容の見直しを行わなくてはならないことから、事務の簡素化とコストを最小限におさえるため、固定資産の価格を3年間据え置く制度、言いかえますと、3年ごとに価格を見直す制度がとられており

ます。

これを評価替えと言いまして、次回の評価替えは平成30年度が基準年度となり、平成30年度から平成32年度の3年間で1つのスパンとして、平成30年度の価格を基準とした課税を行うこととなります。

この平成30年度の価格を決定するためには、前回の基準年度であります平成27年度から平成29年度の3年間の準備期間が必要となり、各年度別に設定したさまざまな作業工程の確実な実施と適正な課税に向けての準備を必要とし、現在進めているところであります。

今回予定している固定資産税のシステム改修は、この評価替えに係る土地の価格決定を行う際に、必要な数値を同システムに一括して取り込み、評価計算などもすべて行えるようにするものであります。

現在、土地の価格決定の際のデータ入力を1件1件、個別に入力していますが、改修により、データ化されたものをシステムへ取り込むようにすることで、作業工程が大幅に削減でき、システム入力作業時間の削減による作業効率の向上と入力誤りによる課税ミスの防止が期待できると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 時間が削減をされるということでありましたが、これをやることによって、時間的にどの程度の時間、積算は難しいだろうと思いますが、職員換算にして、何人分であるとかということがおわかりであれば、お願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 伊田税務課長。

○伊田成行税務課長 要求のときに、仮の積算ですけども、させていただきますところ、500時間ぐらいの時間が削減できるかと思えます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、滝川健司委員。

○**滝川健司委員** それでは、歳出、2款1項1目の一般管理費、地籍調査事業、19ページです。

予算計上に至った経緯と委託内容、今後の方針についてお伺いします。

○**丸山隆弘委員長** 河合作手総合支所地域課長。

○**河合芳明作手総合支所地域課長** それでは、地籍調査事業、予算計上に至った経緯、委託内容、今後の方針についてお答えします。

まず、予算計上に至った経緯につきまして、土地の境界は、通常、登記所に備えつけられている地図、いわゆる公図を見れば明らかになるとの認識が一般的ですが、公図は明治初期に地租徴収のためにつくられたものがもととなっており、地図と比べて、一般的に精度が低く、今回予定している地籍調査事業の対象地区においても、字界の位置を間違えて作図錯誤し、以来、そのまま公図として現在まで継承されてきたため、固定資産税の算定や土地を購入した方からの相談、苦情が寄せられております。

今回も、こうした点が根底となって生じた案件と認識しております。

このため、昨年来、土地家屋調査士等にも相談を行い、地籍調査事業による修正を図り、土地の所在位置及び字界と公図を合致させる処置をとること以外に手段がないものと結論に至りました。

委託内容につきましては、地図訂正を行う上で、過去にさかのぼり、土地混乱に至った経緯の立証、地籍調査事業の窓口となる愛知県土地水資源課との調整事務、地権者への事業説明となる資料作成や現地調査など、次年度の事業採択に向けて、土地家屋調査士協会へ地籍調査事業準備のための業務委託をするものであります。

今後の方針といたしましては、平成30年度から平成32年度の3カ年をかけて、国土調査法第2条第3項による国の補助事業での地籍

調査事業を実施してまいります。

以上です。

○**丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 平成27年12月に、この地籍調査について一般質問をさせていただきました。

そのときには、地籍調査の、新城市はかなり、ほとんどやってないってということで、全国的にも低いんですけども、自治体によっては高いとか、そういう状況の中で、新城市がこの地籍調査の必要性、認識、重要性はっていう議論をしたんですけど、そのときは重要性はわかるけど、なかなかそこまで手が回らないってような答弁だったということ、なかなか着手できないっていう状況。

それで、そのときにも国のほうからの手厚い補助があつて、多分5%、10%の持ち出しで事業ができる。

また、いただいた資料見ますと、やっぱり3,800万円の総事業費に対して、一般財源で330万円、地方債入れても1千万円ということで、かなり補助のほうがいいってということで、事業がスタートしたわけなんですけども、地籍調査準備事業の論点形成シートを見ますと、作手の中河内と高里地区で土地混乱地域という表現で、こういう問題が起きたから地籍調査の必要性が生じて、着手したと。

せっかくこれをやるんですけども、この土地混乱地域の問題だけを解決するためだけにやるのか、これをきっかけに、これ以外にも法務局の公図と市の公図がずれてるとは、私はかなりあると思いますし、現実に私の今までの経験でもありました。

そういうことも含めると、ここだけの取り組みで済みますのか、これをきっかけに今後少しずつでも取り組んでいく計画があるのかなのか、その辺について確認したいと思います。

○**丸山隆弘委員長** 河合作手総合支所地域課長。

○河合芳明作手総合支所地域課長 今回挙げさせていただきました作手中河内地区の地図混乱地域につきましては、面積が約79ヘクタール、これは航空写真からの読み取りでありますけれども、範囲が広大なこと、それから2つの字界が絡むこと、それから対象の筆数、地権者が多いということで、この地図訂正の方法をいろいろ土地家屋調査士、それから法務局さん等々、どういうやり方がいいのかというのをいろいろ検討してまいりました。

この中で、先ほど言いました、今回この地区に関しては、国土調査法第22条第3項による、この地籍調査でないとできないではないかという結論に至って、今回出させていたおいておるものであります。

今後、当市におきましても、状況によっては、いろんなこの地図訂正の方法があるかと思しますので、その内容によって判断してやっていくことになるのではないかと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、この作手地区の土地混乱地域の約79ヘクタールの解消のみの地籍調査であって、それ以外、新城市全体で取り組む気はないという回答でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 河合作手総合支所地域課長。

○河合芳明作手総合支所地域課長 現在の状況では、この作手地区のみということで考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 前回の一般質問のとき、最後に市長が、これからは必要性は十分認識してるし、新たな取り組みとして、地域自治区単位とか地域事業の中でのそういった申し出があれば、それに取り組んでいくというような前向きな答弁があったんですけども、現時

点では、この問題を解決するためだけの地籍調査っていう、今、明確な回答が出ましたけれども、今後も前回の市長答弁を踏まえた上で考えると、取り組む気はあるけど、やる気はないという、気はあるけどやる気がないのは違うな、気はあるけどできないという考え、基本的な考えには変わらない。これは担当課レベルの考え方なのか、当然、市長も含めた全体の行政の意向だと思うんですけども、やっぱりこれをきっかけに、やっぱり全体を進めるべき、一遍にたくさんやる必要ないもんですから、年度ごとに少しずつ取り組むべきだと考えるんですけど、そういう気はないのか、それだけを再度確認します。

○丸山隆弘委員長 広瀬副市長。

○広瀬安信副市長 今回の補正案件につきましては、先ほど担当のほうの説明したとおりでございます。

地籍調査につきましても、その場合、場合によってですね、土地の関係について、どの方法を取っていくのがいいのかということについて、行政サイドとしては判断していきたいと思えます。

その中で、前回、一般質問で市長が答弁をさせていただいてますが、地域協議会の中で、いろんな御議論が挙がった中でですね、そうした相談があった場合には、こちらとしてもその相談に対して、できるだけこたえられるような方法を取りながら、問題を解決していきたいというふうに考えています。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういう、地域からそういう声が挙がった場合は、考えて取り組んでいくかもしれないということにとどめておきます。

次の2款1項9目、企画費、鳳来総合支所周辺総合開発事業、21ページですけど、これの質疑に入ります。

計画策定における基本構想と今後のスケジュールを伺う。

ここで基本構想としましたけど、構想自体はこれの会議でつくられると思いますので、現時点での行政側の基本的な考え方とスケジュールをお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 計画策定におけます基本構想と今後のスケジュールでございます。

鳳来総合支所周辺総合開発計画の策定につきましては、平成29年度は検討委員会を設けて、基本方針の検討を進め、まとめていきたいと考えております。

鳳来総合支所周辺の公共用地の利用方針や現在の鳳来総合支所、それから隣接しております開発センター、支所の南側にあります旧総合庁舎、それから国道を挟んで北側にあります鳳来保健センター、シルバー人材センター、それから車庫とかの建物の再配置について検討をしていきたいと思っております。

また、準都市計画区域に指定されている長篠地区の土地の利用方針について検討をしていきたいと思っております。

今後のスケジュールでございますが、平成29年度は検討委員会を3回開催を予定しております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 基本的な考え方ということで、建物の種類を挙げていただき、支所ですとか、開発センター、旧庁舎、それから倉庫と。確かにそれがあることはわかっています。それをどうするかっていうのもわかっているんですけど、どういった整備をするのか。

要するに、公共施設と、建物の統廃合もあるでしょうけども、新庁舎建設もこれ来年には完成して、一棟集約型になっていきます。

現時点では、支所の中に観光課ですとか、それから県の新城林務課とのワンフロアというような使い勝手をしてるわけですけども、

そういった今の使い方をどのような方向性に持っていくのか。本当に作手支所のように市民の窓口的な部分のみ残して、あるいはもう少しシンプルなそういった施設にするのか、あるいは水道事業ですとか、そういったものと統合されてますので、そういった面についての機能はどうするのかと、そういった部分での基本的な考え方はどうなっているのか。それも含めて、これから検討するのか。その辺ある程度、市の意向もあるでしょうし、それによって構想とかも変わってくる可能性もありますので、その辺を1回確認したいと思います。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 その辺の機能も含めて、検討していきたいと思っております。

県の新城林務課も入っておりますので、森林総合、フォレストベースですか、そういったことで、森林課のほうと森林組合も近くにあつてということでもありますので、そういった機能は残していきながらということになるかと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 森林組合も後ろの古い旧庁舎にあるわけですので、将来的に、例えば森林組合と新城林務課と市の森林課、そういった部分は鳳来に残す形での構想を考えられておるのか、そこまでも含めて、まだ白紙なのか。その辺、例えば県との調整だとか、森林組合との話し合いとか、そういうことは全く白紙なのか、その辺も含めて、考え方はどうなってるのか。それも含めて、構想で考えますって言われればそれまでなんですけど。

○丸山隆弘委員長 竹下総務部長。

○竹下喜英総務部長 庁舎建設の際に、こちらのほうに一括して引っ越してくるという課のお話の中でも御説明したと思っておりますが、現時点では鳳来のほうにフォレストベースは、そのまま残しておくということで、基本的な

考え方をっております。

以前、県の新城林務課が入る際に、森林組合という、市ではない団体が1つの庁舎に入ることにについては、とても拒否反応を県のほうがされておりましたので、今後新しくつくる総合庁舎的なものができるのかなというふうに思うんですけども、そうしたものの中に森林組合が入るのか入らないのかということについては、今後の検討課題ということになるかと思えます。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** まだ先のことで、今後はどうなるかわかりませんが、フォレストベース、新城林務課が入るときには、家賃、テナント料って言うのか、かなりけちられたっていう表現は不適切かもしれませんが、かなり安価な地代、家賃で入っていただいた経緯があるんですけども、その辺も、もうそうやって同居されるんだったら、正規、正当な価格設定でまた検討していただきたいと思えます。

それでは、次行きます。

2款11項17目、地域活性化事業、地域プランニング事業、21ページです。

先進地視察と講演会の内容についてお伺いします。

**○丸山隆弘委員長** 西村自治振興課長。

**○西村仁志自治振興課長** まず、先進地視察の内容につきましてですが、公用車を使用しまして、市民任用事務所長4名と職員2名で、広島県安芸高田市及び島根県出雲市、雲南市を2泊3日の行程で視察を行うものです。

視察先は、「地域の自立」を視点に選定して、広島県安芸高田市の市内全域に32組織が設置されている地域振興組織を主体とした地域経営活動と行政のかかわりを視察に参りたいと思えます。

続いて、島根県雲南市については、市内全域に30組織が設置されている地域自主組織の小規模ながらもさまざまな機能を持った住民

自治の仕組みや活動と行政のかかわりについてを学んでまいりたいというふうに考えております。

また、島根県出雲市についてですが、昨年度末をもって地域自治区制度を廃止しておりますけれども、廃止に至った背景と今後の住民自治のあり方や進め方について学んでまいりまして、本市の地域自治区制度の今後の検討に生かしたいと思っているところでございます。

次に、講演会についてですけれども、地域計画を策定している委員の皆さんを対象にした内容を考えております。

内容等については、まだ確定ではございませんが、12月に地域づくりの専門家を招く予定でおります。

現在、島根県雲南市の小規模多機能自治等に大きくかかわっているI I H O E、人と組織と地域のための国際研究所代表の川北秀人氏をお招きできるよう調整をしているところです。

このほか、先進的に取り組んでいる自治体、地域の方、学識者の中から、地域計画を策定する上で、大いに参考になる事例を取り組まれている方をお招きする予定でございます。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** まず、視察のほうですけども、4名の市民任用の自治振興事務所長さんと2名の同行職員という形ですけども、実際に地域プランニング、地域計画を既に取り組んでる地区もあるわけですよ。

その中には、地域計画の支援を外部委託してる地域自治区もあるわけですよ。

そういうような地域が既に先行しておる中で、こここのように事業をやるっていうのは、新しく市民任用になった方を対象にするっていうのがちょっとあれで、実際に地域計画をつくる地域協議会委員さん等は、講演会のほうでフォローするというような形になると思うんですけども、ちょっとそれがどうい

うふうな形で各地域協議会、あるいは担当地域に生かされていくか。その辺の視察してきた効果、成果をどういった形でそれぞれの担当地域、担当地域協議会に反映していくのか、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 済みません、先ほど、ちょっと1点修正をお願いしたいんですけど、I I HOEの「人と地域」というふうに私お話ししましたが、「人と地球のため」ということで、申しわけございません。ちょっと訂正をさせていただきます。

ただいまの質疑についてですけれども、外部委託というふうなお話がありました。

確かに、一部の地域協議会では外部委託をしてはおりますが、その内容とすると、地域の特性を把握する、地域意見を把握するためのアンケート調査を主にしております。

そうしたことを踏まえながら、まず地域の住民の方たちが思っているプラスの点、マイナスの点というのを評価をしていこうということのために外部委託をしております。

そうしたことに基づきまして、地域計画というものが策定をされていくわけですが、確かに先行をしておる協議会もございますけれども、まだまだ多くの協議会がスタートしたばかりというような状況でございます。

こうした中で、自治振興事務所長さんを同行していただくというのは、必ずそうした地域協議会に参加をし、地域計画を策定する際にもお顔を出していただいておりますので、そうした中で、気さくにお話をお受けできる立場ということで、市民任用という立場でもございますので、そうした場面で生かしていったらというふうにいるところがございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほど私が外部委託って言った、支援っていう形だと思って、丸々、外

部委託なんてあり得んと思ってるんですが、それはそういう意味で質疑したんでないことを承知をしていただきたいと思います。

また、地域計画をつくる支援っていうのがアンケート調査によって、それに基づいて、地域協議会のメンバーが地域計画をつくるっていう動きは、流れは理解させていただきました。

それから、講演会の内容ですけど、対象を委員さんという表現でしたけども、10の地域協議会のそれぞれの委員、既に着手してるところも含めて、そういった方々の委員を対象に講演会、実際に計画つくるのは委員さんでいいと思うんですけども、やっぱり関心を持ってみえる地域それぞれの住民で、委員じゃない、それぞれの地区の人、役員もいますので、もう少し広げた形での講演会、勉強会ができて、地域全体で盛り上がるような形。

それから、委員さんも単年度でかわる人もいれば、1年で計画なんかできませんので、やっぱり次の予定者、あるいは長年かかってできるものもありますので、そういう人たちへの継続性も考えて、対象をもう少し広くつながらるような形の講演会にさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 ありがとうございます。

究極的には、今おっしゃったように、地域の方が地域自治区制度を運用していくに当たって、地域計画に基づいて、どういう形でやっていくのか。多くの方にかかわっていただいて、それを運用していく。これが一番大切なことだというふうには認識しております、滝川委員のおっしゃるとおりだというふうには認識をしております。

そうした中で、今回は域計画を策定していく際に、ヒントを得られるような事例を多く持たれている方をお招きをする。先ほどの川北さんがそうなんですけれども。

実は、8月3日の日にも、愛知大学の鈴木誠教授をお招きして、キックオフシンポジウムを開催をいたしましたけれども、そのときも100人を超える地域計画を策定する委員さんがおみえになり、その際に、済みません、8月5日にシンポジウムを開催したわけなんですけれども、100人を超える委員さんの方にお集まりいただき、その後に協議会の委員さん同士の横の交流と言いますか、今までは地域協議会っていうのは、地域自治区でのお話ですけれども、それぞれ皆さん、地域計画をつくるのは初めてですので、お互いの地域がどういう形で、ある事案について検証をし、データを導いてるのか。そういうような情報交換がしたいというようなお話がございました。

そうした意味で、今回は地域計画の策定委員の方を対象にというふうに計画をしておりますが、行く行く、滝川委員おっしゃったように、地域全体の方、いろんな方を対象にした、そうした講演会等も開催をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後に1点だけ、I I H O って、さっき聞き逃したんですが、I I H O は何の略ですか。それだけ教えてください。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 I I H O E ですけども、英語表記で「そのとおりで」というふうに言われまして、何の略だということは、私も確認しましたが、このとおりでそうです。

それで、人と組織と地球のための国際研究所というところで、I I H O E ということでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次行きます。

2款4項1目、選挙管理委員会費、主権者教育普及実践事業、23ページです。

シンポジウムの概要について伺います。

○丸山隆弘委員長 森アライアンス会議準備室長。

○森 玄成アライアンス会議準備室長 今年度、総務省の委託を受けまして、実施する予定の主権者教育普及実践事業は、12月10日、日曜日の午後、新城文化会館の大会議室におきまして、ユース議会シンポジウムを開催する事業でございます。

このユース議会シンポジウムは、昨年度開催いたしました若者議会シンポジウムにニューキャッスルの各都市の若者がさらに参加し、世界各都市における若者の政治参加について、共通理解を深め、参加者同士で共通のテーマについて英語で議論するものでございます。

ニューキャッスル加盟都市から参加する若者は、スイス、イギリス、ドイツなど、10カ国から約30名が参加する予定です。

シンポジウムの基調講演は、主権者教育の第一人者でもあります東京大学大学院教育学研究科の小玉重夫教授にお願いする予定です。

さらに、海外の若者議会の政策発表としまして、スイスのヌシャテル若者議会、イギリスのニューキャッスル若者議会、ドイツのニイボルグ若者議会、新城市の若者議会などを予定しております。

ニューキャッスルアライアンスの若者と全国の若者が新城に集まり、政治参加、まちづくり参加について話し合うこと、その結果をまとめることで、主権者教育としての機会を提供できるものと考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今の説明ですと、2月に開催されたシンポジウムよりかなり対象が広がり、あるいは内容的にバージョンアップしたり、国際的な部分も取り入れているということだと思います。

それを踏まえて、2月の主権者教育シンポジウムを開催した効果っていうのは、どのようにとらえて、反省点はなかったのか、課題はなかったのか。そういうことを踏まえた上

で、次のステップとして、今回のバージョンアップにつながっているのか。その辺についての継続性と考え方について、お伺いしたいと思います。

**○丸山隆弘委員長** 森アライアンス会議準備室長。

**○森 玄成アライアンス会議準備室長** 昨年度開催しました若者議会シンポジウムにつきましては、私も担当をさせていただいておりましたので、経緯のほうは知っておりますけれども、昨年度も総務省の主権者教育普及実践事業の受託を受けまして契約をしたものでございますが、実績報告をする際に、担当レベルなんですけれども、総務省の担当者には、かなりいい事例ですので、来年もぜひやってほしいということも実は言われまして、やるに当たりまして、全く同じ内容ではなく、違った形でやるほうがいいんじゃないかという逆提案もいただいたことが事情としてはあります。

一方で、昨年度の効果につきましては、かなり新都市の若者議会というものを日本の関心のある方々にPRすることができたかなということと、加えまして、司会進行、運営、企画立案などを若者議会の若者が行ったことによりまして、かなり自信をつけたという成果もあったかなというふうに振り返ります。

その上で、日本におきます若者議会というのがどうしても新城しかないということで、模範となるような、あるいは参考になるような事例というのがなかなかないということもありますし、まだまだ若者のまちづくり参加というのが完成形ではないというふうに思っておりますので、過去の実績のあるスイス、イギリス、ドイツなどの事例も受けながら、インスピレーションと言うか、刺激をしながら、高め合うような場になればいいのかなということで企画をさせていただいております。

**○丸山隆弘委員長** 滝川健司委員。

**○滝川健司委員** 大体わかってきました。

それと、主権者教育には2つ側面があると、若者の政治参加と、これ例えば18歳以上選挙権、成人が18歳以上なんていうような今、流れになっているんですけども、18歳以上の選挙権は、実際なかなかまだ住民投票のときでもかなり投票率低かったわけですけども、時期的に12月って言うと、大学受験だとか、そういった忙しい時期で、なかなか18歳以上の高校生の参加っていうのは難しいのかもしれないけれども、中には内定している子もいるかもしれないけれども、そういった若者の政治参加、実際に政治参加をする機会のある人たち、特に18歳以上の方々も参加していただけるような取り組みをぜひお願いしたいんですけども、その辺についての、先ほど若者議会、外国含めて、若者が中心になっているんですけども、高校生っていう観点からは、その辺はどのように考えられているのか、お伺いします。

**○丸山隆弘委員長** 森アライアンス会議準備室長。

**○森 玄成アライアンス会議準備室長** 済みません、最後のほうでの御質疑で、高校生の場合の参加をする形態、機会をもう少し確保したほうがいいではないかという、そういう御質疑でよかったですでしょうか。

済みません。確かに時期的な問題というのは、常につきまといまして、いつがベストかって、なかなか悩ましいところなんですけれども、御指摘のように12月は、高校3年生は全く参加できないんじゃないかっていう懸念もあります。

その一方で、何だ、それ2年生だったら出たのになとかですね、1年生のときに出ておけばよかったとか、ちょっとうらやましがらせるようなですね、事業にもしていきたいなというのは、理想でもあります。

1回限りの事業、シンポジウムにすべての方が参加するのは土台無理ですので、それが評判となりまして、口コミとなりまして、PRにつながっていくような、そのようなシン

ポジウムを仕掛けたいなというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、補正予算第2号でございます。歳出、2款1項14目交通安全対策費、交通安全対策事業として、21ページでございます。

今回、嘱託員報酬が増というような形になって、臨時雇賃金が減にした理由と、その業務内容をお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 居澤防災安全課長。

○居澤正典防災安全課長 現在の交通指導等につきましては、朝夕の登下校指導や各こども園、小中学校での交通安全教室を嘱託職員になりますが、交通指導員1名と交通指導補助員、こちらのほうが臨時職員になります2名の合計3名を中心に、職員とともにっております。

交通指導員の勤務は、1日6時間で、通年勤務の体制となっております。

一方、交通指導補助員の勤務は、小学校の開校日のみで、登校時の1時間30分と下校時の2時間の1日、3時間30分の勤務体制となっております。

交通指導補助員の勤務体系、勤務時間の制限から、こども園、小中学校での交通安全教室は、年間約40回実施しておりますが、高齢者に対する交通安全教室は十分に対応できていないのが現状であります。

近年、特に高齢者の交通死亡事故がふえていることから、高齢者の交通事故防止対策として、自動車運転免許証の自主返納支援事業を開始したところでありますが、自動車運転免許証を取得していない高齢者の方につきましては、交通ルールを学ぶ機会がありません。

そこで、今回、長年にわたり交通指導補助員として経験を積んだ補助員2名のうちの1名を交通指導員として任用し、高齢者に対す

る交通安全教室の充実を図るため、交通指導員、嘱託職員の報酬の増額と交通指導補助員、臨時職員の賃金の減額を補正予算に計上させていただいたものであります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁の中から、補助員を昇格と言うのか、勤務時間が非常にふえたということで、昇格することによって、この方を嘱託職員としての格上げって言うのか、そのために社会保険とかいろんな保険関係も加入しなければならないってことですが、当初の予算の中では、この当初予算の形態でいくってことから、非常に業務が雑多に多くなったってだけの理由で、これを当初の予算の通年そのままやって、来年度からって言うわけにも、どうしてもその辺はいくことができず、今回どうしても補助員を嘱託員に格上げしなければならない。そのところが、ただ業務がふえたというだけの理由でしょうか。

○丸山隆弘委員長 居澤防災安全課長。

○居澤正典防災安全課長 今回、この答弁にはありませんけど、新城北設楽郡交通災害共済、こちらの業務の関係で充実を図りたいということで、今回この格上げと言いますか、嘱託員に格上げすることで、正規の職員の事務をこちらの交通災害共済の充実強化にもぜひ充てていきたいという理由を持ちまして、今回、補正対応とさせていただいた理由の1つでございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 質疑通告によって質疑をさせていただきます。

2款1項14目、交通安全対策費、21ページになります。

交通指導員報酬等の増として、74万円の予算がついておりますが、内訳を伺います。

○丸山隆弘委員長 居澤防災安全課長。

○居澤正典防災安全課長 先ほどの加藤委員の御答弁と若干重なる部分がありますが、よろしく申し上げます。

現在の交通指導等につきましては、交通指導員と交通指導補助員2名の計3名を中心に行っております。

先ほどの説明とかぶる部分がありますが、今回、経験を積んだ交通指導補助員を交通指導員として任用し、勤務体制の整備を図り、高齢者に対する交通安全教室の充実を図りたいものであります。

内容につきましては、報酬が96万円の増額、共済費として15万9千円の増額、賃金、こちらが臨時職員の減額分となりますが、減額の41万7千円、旅費の4万3千円の増額、合わせますと、74万5千円の予算という、このような内容になっております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 それでは、歳出、2款1項9目企画費、鳳来総合支所周辺総合開発事業、21ページについて、質疑いたします。

1点目の検討委員会に求める最終成果物ということです。先ほど滝川委員の御答弁の中でですね、おおむねこれは、理解はしたということで取り下げたいと思います。

2点目、検討委員会の構成についてお伺いします。

3点目ですが、開催予定回数、先ほどの滝川委員の答弁の中で、3回ということがありましたので、これも了解をしました。

2項目の検討委員会の構成についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 それでは、検討委員会の構成につきまして、お答えさせ

ていただきます。

委員としまして、鳳来地区の4つの地区の区長会長さんを4人、各地域協議会の会長さんなどで4人、鳳来自治振興事務所長1人、長篠に長篠開発委員会というのがございまして、こちらから2人、小中学校のPTAから2人、若者代表として2人、女性代表として2人、商工会関係としまして2人で、合わせて19人ということで考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 検討委員会の構成がかなりいろんな階層から選ばれているということになっているという判断をしましたが、逆に行政について、鳳来支所のあり方について、十分な情報がないと、わずか3回の議論で支所のあり方、総合支所、周辺の施設をどのように統合していくかという結論にまで至るのかなというように思いますが、前段の準備、これっていうのは相当な準備がなければ、わずか3回では、これらの多くの19名の方々が判断するのは難しいのではないかと思います。どこまでの準備をだれがどのように行うのか。そのような御検討はされているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 3回ということで、回数としては少ないところでございますが、事前に委員の皆さんにこちらのほうで資料をつくりまして、事前にお送りして、また委員さん等には、検討委員会の前に目を通していただいて、委員会のほうに出席をいただきたいというふうに考えております。

それから、鳳来総合支所だけではなく、企画政策課のほうにも御協力、一緒になって進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 やはり事前に、行政側がさまざまな情報提供できるだけ資料が要ると

ということだったと思いますが、逆に初めから3回というふうに限定せずに、早いうちから率直な声をお聞きしながら話をまとめていくというふうにしたほうが、前段に情報提供することによって、議論が固定されてきてしまう。情報提供によって考え方が1つに集約され、1つというか、ある方向に集約されてしまうという可能性も出てくるとは思います、事前に、やはり19名の方に集まっていたかどうかということであれば、率直な声をお聞きするという会を何回か設けたほうが、事前に何回かグループに分けて、しっかりお聞きした上で、その上で情報提供をしたほうが議論は進めやすいように思います、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 委員のおっしゃることも非常に参考にさせていただきたいと思います。

その辺も企画政策課と相談しまして、できるだけ固定した方向って言うのではなくて、委員さんの意見を十分聞けるようにしていきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

続いて、歳出、3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 3款1項2目で、社会福祉施設費であります。西部福社会館の事業管理費が25ページに載っております。

備品購入とあります。厨房機器の購入となっておりますが、厨房機器の種類と購入の必要性並びに、その効果についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 厨房機器につきましては、冷凍冷蔵庫1台、食器消毒保管庫1台、盛付台1台、既存の機器に加えて追加整

備するものでございます。

現在、障害福祉サービスのうち、日中活動系サービスとなります生活介護事業につきまして、西部福社会館と市内1事業所の計2事業所の提供体制となっております、定員については、それぞれ20人、24人となっております。

生活介護事業につきましては、年々、利用者がふえており、定員を上回る受け入れ、それに対応するためのサービス提供日の増などによる対応が続いておる状況でございます。

生活介護事業利用者の増に対応するため、定員をふやすことを計画しており、これに合わせた食事の提供環境を整えるため、厨房機器を追加整備しようとするものです。

整備によりまして、現在20人となっております受入定員を30名として、サービス提供することが可能となるものとなっております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 冷凍冷蔵庫、これはいいとしますが、食器保管庫を10人分という考えなのかと、それから盛付台も同様に、10人分できるということで御答弁いただいているというふうに思うんですが、これをやることによって、厨房周りの仕事がしにくくなるというようなことにもならないのか。

要するに、冷蔵庫、縦型か横型か別ですが、盛付台というのはかなり広いものでありますので、それによって作業スペースが減少することはないのかということについてお尋ねします。

○丸山隆弘委員長 大橋福祉介護課長。

○大橋健二福祉介護課長 厨房のスペースにつきましても限りがございますので、作業についても当然、作業スペースがその分、狭くなるということではございますけども、それを考慮しましても、やはり作業をするための盛付台、あったほうが効率的にできるということで、調整した上での計画となっております。

す。

それから、食器消毒保管庫につきましては、これまでも食器が多いときは入り切らないということもございまして、運営のほうが少し大変なことになるときも、やはり定員を上回るときもございまして、十分な容量を確保したいということでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、同じく3款であります。3項1目であります。児童福祉総務費についてお尋ねします。児童遊園管理事業、27ページであります。これ工事請負費として、和田児童遊園の撤去のというものが載っております。撤去の理由及び工事の内容の積算の根拠について伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 和田児童遊園につきましては、遊具等の老朽化が進んでいた上に、地区の児童数が減少したことにより、児童遊園として利用されることが極端に少なくなっております。

また、児童遊園用地は、地元自治会が所有者であり、使用貸借させていただいておりますので、市としては児童遊園として再整備するのではなく、原状復帰し、土地を地元にお返しする方針で協議を重ねてまいりました。

作手地区では、子育て世代の保護者の皆さんの意見が地域自治区予算に反映され、園庭開放している作手こども園に3歳未満児が屋外で遊べる複合遊具を配置していただいたことやこども園併設の作手子育て支援センターがあること、さらには今年度から新設された山村交流施設も利用できるようになったことなど、作手地区全体として、代替えとなる施設や機能が充実してきたことから、児童遊園の廃止について、地元の和田地区に御理解をいただくことができました。

また、廃止に伴う原状復帰につきましては、和田地区より要望書が提出されましたので、

内容を精査させていただき、原状復帰と同等で、かつ合理性のある工事内容とし、遊具及び外周フェンスの撤去と表土の入替えに係る経費を9月補正予算にてお願いした次第であります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 遊具の撤去等々については、理解をする部分があるわけでありましたが、面積的には、どの程度の面積を原状復帰をして当該地区にお返しするのか、お尋ねします。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 面積、786.92平米になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 786.92平米に対して、撤去費が20万円と見ても、260万円。今これ簡単な計算をしていますが、比較的、面積に比較しては造成費が結構かかるんだなということではありますが、事業をしていただく方との話はできていてのものなのか。契約は無論これ補正とらないとできないわけではありますが、おおむねのお話を伺った中で、この程度かかりますよってという概算のものを計上したということによろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 参考見積もり等も取りまして、また土木の積算とも照合いたしまして、予算要求をさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、3款3項6目の保育所費、保育所管理事業、27ページです。

臨時雇賃金の大幅な増額、2,326万円とのことですが、その要因を伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 保育所管理事業の臨時雇賃金に係る増額補正予算2,326万円につきましては、11月に産休を取得する正

規職員2名分の代替として、臨時職員の雇用が必要になったこと、上半期に3歳未満児を中心に、30名の途中入園の受け入れをしており、今後も途中入園希望者があること、保護者の就労等に伴い、延長保育利用者が50名程度増加したことなどにより、それに対応するだけの臨時職員をふやす必要があったことが要因でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 産休ということで、おめ下さいことですので、よしとしますけども、30人の未満児って言うか、そういったことは年度当初は想定できなかった事態ということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 年度当初は例年、前年の10月から入園申し込みをいただいております。

また、途中入園につきましては、年明けの1月からいただいております、それで大体の数字はつかむんですが、当初予算の要求時期と、どうしてもかみ合いませんので、予測し切れないところがあるということを御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、3款3項1目の児童福祉総務費、放課後児童対策事業、27ページです。

臨時雇賃金の増として、190万円の予算がついておりますが、内訳を伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 放課後児童対策事業の臨時雇賃金に係る増額補正予算191万円の内訳につきましては、夏休みの利用児童数が当初の見込みより大幅に増加し、特に千郷小学校及び八名小学校については、それぞれ1支援単位を臨時的に開設することになったこと、また愛知県が主催する放課後

児童支援員研修受講に伴う代替の支援員を補充する必要があることから、不足する額を計上させていただきました。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

あと、次の3款3項6目のほうは、今、滝川委員が質疑されたので、取りやめとしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、3款民生費の質疑を終了します。

ここで、説明員入替えのため、休憩をいたします。

2時40分まで休憩といたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出、7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 7款1項2目、商工振興費、企業用地等開発推進事業、33ページですが、新都市土地開発公社補助金の目的及び事業内容とともに、必要性について伺います。

○丸山隆弘委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 お答えします。当該補助金につきましては、現在、土地開発公社が進めているインター周辺企業用地開発事業の造成用地取得計画に基づきます農用地の取得費用となります。

このたび、開発行為における諸手続と農地法の手続との関係で、これまでは平成30年度当初になるまでは、それがかかると見込んでおりましたその農用地取得手続きにおいて、

ここに至りまして、今年度末でのめどがつかまりました。

そこで、より早期の事業進捗を図らせていただくために、今ここでその予算確保をお願いし、スケジュールを前倒しして、用地取得を完了してまいりたいとするものでございます。

なお、対象物件といたしましては、10件の計14筆で、面積は合計約6,700平方メートルとなっております。

中には、市外の地権者もございます。

もとより、事業実施に対する同意はいただいているということで、この予算化が図られました上は、鋭意交渉を進めまして、手続の完了を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

**○丸山隆弘委員長** 山崎祐一委員。

**○山崎祐一委員** この事業については、了解です。

次に移ります。

7款1項3目、観光振興費、観光施設等維持管理事業、同じく33ページです。

桜淵公園内公衆トイレ浄化槽修繕費等126万3千円について、男女別、洋式化、手すりの設置等について、事業内容について伺います。

**○丸山隆弘委員長** 杉山観光課長。

**○杉山典久観光課長** 桜淵公園内公衆トイレ浄化槽修繕についてですが、事業内容につきましては、法定検査で指摘がありました桜淵公園内の2カ所の公衆トイレ浄化槽のエア配管と放流ポンプ、放流ますと送風機チャッキ弁の修繕を行うものであります。

また、その他市内観光地の公衆トイレの照明器具等の修理や観光施設の緊急的な修繕が多々発生している状況でありますので、その費用について補正予算を計上したものであります。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 山崎祐一委員。

**○山崎祐一委員** そうしますと、便所の形態そのものを洋式化だとか手すりを設置するというようなことはなかったわけですね。

**○丸山隆弘委員長** 杉山観光課長。

**○杉山典久観光課長** 今回の修繕につきましては、日常的な修繕を行うということで、洋式化とか手すり設置等を行うものではありません。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 山崎祐一委員。

**○山崎祐一委員** 関連なんですけれども、ここに修繕費等として、「など」があったので伺ったわけなんですけれども、全体的に洋式化に移行だとか、特に桜淵の場合はグラウンドゴルフだとかゲートボールで高齢者の女性の方とかが、女性に限りませんが、長時間現場におるということで、トイレの需要というか、形態についていろいろ御意見あると思うんですけれども、その辺について、手すりだとか、そういうものについては、今回のこの修繕に当たっては、認識した上で、とりあえず浄化槽関係をやったと。そういうことでございますか。

**○丸山隆弘委員長** 杉山観光課長。

**○杉山典久観光課長** 平成30年度から3年間にかけて、桜淵公園内の再整備計画におきまして、そういったバリアフリーですとか、便器の洋式化等含めてですね、検討していく予定でありますので、今回につきましては修繕のみであります。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

**○丸山隆弘委員長** 質疑なしと認めます。

歳出、7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出、8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 8款4項1目都市計画総務費、新城駅エレベーター等設置事業、37ページでございます。

この通告については、先般の一般質問で3人の委員が質問をされましたので、1問目については、内容は理解をするところですが、2問目として、1問目のJRとどのような経緯で今回の補正に至ったかっていうことで、ちょっと2点目でお聞きしたいと思います。

それから、平成10年からいろいろ打ち合わせをしてきて以来、それから頓挫しとったという理解を、答弁の中であったんですけど、実際はそれからJRの中へ入って、JRに適用のお願いをしてきたりとか、遮断機の復活をお願いしてきたという、お願いばかりで言ってきたから、現実にはJRがこっちへ向いてくれなんだという理解をして、今までの経緯になったというふうに理解をするわけです。

その中で、こちらから積極的にJRにエレベーターを設置したいから、ぜひ駅のホームの改良をお願いしたいという、そういう姿勢が変わったからこういう経緯に至ったという理解でいいでしょうかね。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 JRの判断によりますので、具体的なものは、はっきりと申し上げるものを持っておりません。

ただ、平成27年に駅前の暫定計画ですという整備方針が決定されて、それに基づきまして、本格的なJRとの協議を始めました。

そのときに節目ではなかったかなというふうに考えております。

本格的に駅前広場をすることによって、やはり駅構内のバリアフリー化もある程度、目指さなければいけないというようなJRの考えが変わったのではないかなというふうには思っておりますけれども、申しわけありません、JRのことということになりますので、具体的なものは、申しわけない、はっきり持っ

ておらないのが現状でございます。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 それと、1つには、職員が一生懸命JRへ行ってかけ合いをしたということ、この結果になって出てきとんじやないかなというふうに思うわけです。

本当に壁を打ち破ったなというふうに思っております。

それから、2点目の設計費用についても、資料の中にも、説明シートの中にもございますので、理解はしましたので、取り下げをさせていただきます。

このような、今後どのような効果を目指すのかということ、高齢者の方、障害者の方をしっかりと新城駅で対応していくという、そういう将来の夢がここにあるんだということも理解をしましたので、取り下げをさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、8款4項1目都市計画総務費、新城駅エレベーター等設置事業、37ページでございます。

今、鈴木眞澄委員からもエレベーターの概要を、長田委員の一般質問やその他執行部からの説明で、設置位置とか設置内容的なことは、ある程度理解はしたんですけども、今回私のほうは、概略設計に関する負担金、これをどのような形で支出していくのか。

また、負担金の中身を教えていただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今回、鉄道事業者負担金として支出する事業内容につきましては、新城駅構内にある、こ線橋にエレベーターを設置するとともに、屋根つきこの線橋をかけかえるため、実施に先立ち、配置の詳細やエレベーター及びこ線橋の基礎的諸元等を決定するための概略設計に要する経費でござ

ざいます。

平成29年度に支払うべき額259万2千円、これにつきましては、事業費648万円の40%に相当する額になります。を今回補正として計上させていただきました。

なお、残の388万8千円につきましては、債務負担行為の補正で計上のほうをさせていただいておりますので、あわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 おおむね理解はしてききましたんですけども、こ線橋方式でエレベーター設置ということの概略設計費用という形ですけども、この概略の設計費用、トータルでは今648万円、約650万円とおっしゃられたんですけども、これはこの負担金の算出根拠、これはJR側が見積もりを出してきて、それをそっくりそのままのみじゃないですけども、認めたのか、中身をよく精査したら、最終的には648万円になったのか、648万円の算定がどのような算定されてって言うのか、チェックをされたのかって言うところをお願いします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 JRの見積もりによるものです。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ということは、JRの見積もりをそのままチェックもせず、そのまま認めたという形でよろしいですね。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 JRは、JRからほかのところにも多分、外部委託されると思うんですけども、それに対するうちの負担金ということになりますので、向こうの請求によると言ひますか、まだ協定のほうは結んでいないんですけども、そういう金額ということになります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 確かに、JRっていうのは

非常に口がうるさいって言うのか、しっかり物は申しますんで、けどもですね、これも市の負担金として、市民の税金から拠出していく費用だと思いますので、すべてJRの見積もりが正しいって言うのか、そのまま飲み込んでしまうっていうのは、ちょっといささか違うんじゃないかなと思うんですけども。

そこでですね、もう1点、こ線橋方式っていうのは、確かにお金も実際、工事になればかかると思ひますし、概略設計費、また基本設計や実施設計していくのにまた相当費用がかかるんですけども、高架式とですね、前に以前、まちづくり会議なんかでも出たんですけども、アンダー方式っていうのも実はあったんですよ。その辺について、アンダー方式のほうが電車をとめずに継続のまま、アンダー方式のほうがエレベーター設置のほうが比較的安いんじゃないかっていうことも、以前はそんなような話もあったような気がするんですけども、あくまでも今回の648万円のやつは、高架だけを、こ線橋方式ですね、高架だけでいくのか、そういうアンダー方式の検討を、比較検討もしないのか。その点について教えてください。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 ちょっと確認ですけども、アンダー方式っていうのは、地下道方式ということでしょうか。

今、打ち合わせの中で進んでるのは、今あるこ線橋のタイプということになってこようかと思ひます。

アンダーということになってきますと、当然のことながら、コンクリート等で施工になってくるんですけども、それとあとはやっぱりどうしても排水の問題が出てきます。工事の排水のふぐあいによる浸水等もございませうので、今のところ、今の状況、こ線橋方式のほうがいいんじゃないかということで、JRのほうからは提案をいただいております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 雨のためのって言うか、水の処理っていうのあるんですけど、アンダー方式で結構、今はもう雨水処理をしなくても済む、当然、駅のことですので、すべてプラットには屋根を設けるし、雨にぬれない方式で、高架にしてもアンダーにしても、傘を差さずにエレベーターに乗りかえていくっていう、上に、下にしてもできるんですね。

その点よりも、費用対効果っていうのか、費用を一度検討、今の段階では高架っていうことでいっとるかもしれませんが、ぜひ今後の参考として、アンダー方式も一度検討していただきたいと思いますけども、どうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 委員の今、御指摘を受けまして、まだJRとは協定のほうを結んでおりません。議会のほうを通りましたら、早急にそれら打ち合わせのほうをJRとしてまいりたいと考えておりますので、市の案の1つとして、伝えていきたいと思っております。

また、先ほどの金額の話につきましても、詳細等わかれば、出していただきながら、そのような安価な方法を選べるような機会があれば、そういう方向性で、また打ち合わせのほうを進めてまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 同じく、8款4項1目、都市計画総務費、新城駅エレベーター等設置事業、37ページになります。

エレベーターの設計負担金として、約250万円の予算がついております。駅のエレベーター設置に至る経過を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 鉄道事業者との協

議につきましても、平成14年ごろから、駅前広場を都市計画決定に定めるに当たりまして、関連する新城駅の橋上化や自由通路について、打ち合わせを行ったのが始まりではないかと考えております。

その後、新城市中心市街地活性化基本計画の策定や駅前広場を含む都市計画道路栄町線の事業計画策定などを、機会ごとに協議を進めてまいりましたが、具体的な方向性が見い出せない状況にありました。

平成27年に駅前広場を暫定手法で整備する方針に従いまして、駅前広場の暫定整備に関し、鉄道事業者と協議、調整する中で、エレベーター設置及び、こ線橋の屋根設置について、事業費を市が全額負担することを前提として、鉄道事業者内で検討を始めていただけようになりました。

また、議会からの予算編成に係る要望におきましても、こ線橋の屋根設置や駅舎を安全で使いやすいものにする要望をいただいておりますので、鉄道事業者にも協議の中でお伝えしていたところでございます。

しかし、なかなか具体的な方向性が見い出せませんでしたけれども、先ほど言いましたように、事業費を市が全額負担することを前提としまして、鉄道事業者内で検討を始めていただけるようになりましたので、今回、補正に至ったということでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 歳出8款4項1目都市計画総務費、新城駅エレベーター等設置事業、37ページについて、お伺いしますが、1点目、エレベーターの設置事業に至った経過は、これまでお聞きして理解をいたしましたので、取り下げたいと思います。

2番目です。エレベーターの設置主体組織はどこかということですが、工事自体はJRが行うという理解をいたしました。間違ってい

ば、修正をお願いします。

3番目ですが、今後のスケジュールということで、設計はこれから入っていくということですが、具体的に工事完了、そこまでのスケジュールについてお伺いしたいと思います。

4番の事業の負担割合はということですが、これ今までの議論の中で、新城が負担するという理解をしました。間違っていれば修正をお願いします。

5点目ですが、維持管理はどこが行うか。これはJRが行うという理解をしました。間違っていれば修正をお願いします。

以上、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 3番の今後のスケジュールについて、御説明をさせていただきたいと思います。

今回、補正でお願いしております概略設計の工期につきましては、平成30年6月ごろまでとJRのほうから聞いております。

ですので、概略設計終わりましたら、それ以降に詳細設計のほう行いまして、平成31年、平成32年で工事ということになりますので、平成32年度末の供用開始ということを現在予定しているところでございます。

その他、1番、2番、4番、5番につきましては、委員の御発言どおりということになります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 設計完了が来年6月ということですが、今回、事業費が新城市が基本的に持つということであれば、設計もですね、できるだけ新城市の意向を入れていくという必要があるかと思いますが、以前から、北側からの改札、こういうようなことも言われていますが、北側からの改札は、議論をしているのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今回の駅舎の構造的

なものから見ますと、北側からの改札というのは、現状難しいのではないかなというふうに考えております。

解決策といたしまして、自由通路の設置、または橋上駅ということになれば、これは可能なものということになるかと思うんですけども、現在ホーム等、構造等の問題がございまして、なかなか自由通路の設置、または橋上駅は金額的な問題もございまして、設置がなかなか難しいということしております。

ただ、JRとすると、橋上駅、また自由通路というものをやれないかというようなことを会議のたびに話をしております。

ただ、先ほど言いましたとおり、構造上の問題等もございまして、もう少しちょっと研究する時間をいただきたいなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 研究をする時間をいただきたいというのは、JRと概略設計の段階で議論を行い、その結論を持つということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今回の概略設計につきましては、こ線橋に限ってということとなります。

それ以外について、向こうの担当者と私どもと協議を進めていきたいということで、研究を進めるということで説明をさせていただいたところです。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今回は、エレベーター設置事業だけだということにしますと、もう二度と恐らく議論には挙がってこないと思います。この概略設計の中で、新城駅のあり方、これもできるだけ踏み込んだ形で結論を持つというのが今回降ってわいたと言うのか、千載一遇のチャンスではないかと思っておりますので、ぜひ概略設計の結論の前に、橋上化の駅、ある

いは北側からの改札等、検討すべきだと考えますが、それはできないということなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今からのタイミングで行きますと、なかなか橋上駅と言いますか、自由通路ですか、自由通路にすぐに着手ということは、なかなか難しいのではないかなというふうには考えております。

ただ、協議を進めるということをあきらめているわけではございませんので、北側にも駅北広場用地もございます。来年からは中心市街地活性化基本計画の見直しも行います。

そういう中で、やはり駅のあるべき姿というものは、今後位置づけ、ますます重要視されてくるのではないかなというふうに考えておりますので、あきらめずにJRのほうとは協議を進めてまいりたいとは考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 同じく、この新城駅エレベーター等設置事業について伺います。

事業内容とともに、今後の事業化計画について伺う。

また、利用者に対する事業効果とあわせて、駅前整備事業に与える影響はどうかについて伺います。

既に、一般質問等で一定の説明ございましたので、踏まえての説明で結構です。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今回、鉄道事業者に負担金として支出する事業の内容につきましては、新城駅構内にあるこ線橋にエレベーターを設置するとともに、屋根つきこ線橋をかけかえるため、実施に先立ち、配置の詳細やエレベーター及びこ線橋の基礎的諸元等を決定するための概略設計に要する経費であります。

この概略設計に要する期間を平成30年6月

ごろと予定しておりますので、その後、概略設計に基づきまして、工事を施工するための詳細設計を行い、工事に着手することとなります。工事完了は平成32年度末を予定しております。

利用者に対する事業効果、駅前整備事業に与える影響につきましては、事業の実施により、高齢者、障害者等の移動や施設を利用する上で、利便性や安全性の向上が図られること、また駅前広場暫定整備事業も平成32年度末の供用開始を予定していることから、新城市中心市街地活性化基本計画における「歴史の音（ときのね）・歴史の観（ときのみ）に育まれる奥三河の生活都市（くらしのまち）づくり」を実現するものであり、車移動のみに依存したまちから多様な移動手段を有し、高齢になっても住み続けられることのできるまちへの転換のための改善が図られると考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 これまでの説明で、エレベーターの設置は小型化できたんで、設置できるようになったんだよというような説明だったわけなんですけど、一度に何人こう乗れて運べるのか。その辺については、JRと話してあるのか。その点について伺います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 詳細な数字のほうは、今、持ち合わせてはおりませんけれども、バリアフリー法に基づきまして、車いす、またその補助者が乗れるものということで、現在考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうすると、最低でも3、4人は、車いすの方がみえなければ3、4人は乗れる。1人、2人の規模ではない。そういう理解でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 わかりました。

もう1点、エレベーターはもちろんなんですけど、同時に、このこ線橋についても、現在のものは非常に急で暗かったりして、危ない、怖いというような利用者の声があったと思うんですけども、このこ線橋について、このスロープの傾斜と言うか、角度、この辺についても、屋根はつけるということで既に説明があったわけなんですけれども、この傾きと言うか、傾斜については、JR側とどのような協議になっているのか。完成品はどんなような形を見てるのか、大体わかるわけですか。教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 この概略設計をしなければ、具体的なものはわかってきませんが、今のホームの利用形態、一番長いのが確か6両編成だったと思うんですけども、それがホームで入れる状況はつくらなければならぬものから、そういう車両の輸送等から、階段等をつくれる位置というのが多分そこから決まってくると思います。それらのところは、ちょっとJRに聞いてみなければわかりませんが、いずれにいたしましても、この概略設計でそのようなところは、多分、詳細に決まってくるのではないかなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、基本的には現在のこ線橋を撤去して、その近くにと言うか、そういったイメージでやるということですね。全然別なところに設置してから現在のものを撤去するとか、そういう工程ではなくて、あくまでも現在地のを撤去して、そこにつくるというような理解と言うか、そういう認識でよろしいんですね。

もしあったら結構です。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 済みません、資料要求で提出をさせていただいておりますJR

の、今のJRが作りました計画案ということなんですけども、まだこの程度のものしかできておりませんので、今あるものところにつくり替えるというような方針でしか、まだありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 はい、結構です。

最後です。平成32年度末に完成するよということでした。そうすると、財源的なものを考えて、合併特例債を当然使うということですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今、合併特例債が使えるかどうかについては、ちょっと研究をさせていただいているところであります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通常、バリアフリー法っていうのがあるんですけども、その中の30条の中で、公共交通特定事業計画に係る地方債の特例という条項があるわけなんですけれども、この条では、公共交通特定事業に基づく、公共交通特定事業である場合は該当するというふうにかかれております。

そもそも、公共交通特定事業は、1日当たり平均量が5,000人以上のものがその対象ということになりますので、今回のケースによりますと、記載事業の対象にはなかなかないかなというところがありますので、そうしますと、合併特例債は今の段階ではちょっと使えないかなということを考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 今、山崎委員の関連の合併特例債が使えないっていう、事業主体はあくまでJRで、工期的には平成32年度末っていうことで、特例債期限に間に合うようですけども、事業負担が全額、新都市という状況の

中で、合併特例債が使えないという状況の中で、この事業って言うか、駅の利便性を上げるっていうのは、長年の市民の願いであったわけなんですけども、そうすると一般財源を充当するっていう形で、起債等起こせれると思うんです。JRを、電車を運行しながら架線の上で工事やるっていうと、かなり金額がかかる可能性があるものですから、その辺の財源の手だてとして、例えば一般起債を起こすかわりに、プラス、例えば市民公募債ですとか、市民の皆さんからお金を出していただく。あるいはクラウドファンディングでこの事業に理解を持っていただける方に出していただくっていうような、そういった新しい財源のあり方のアイデア、それについての考え方があるのかなのか、その辺についてお願いします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 ただいま、やはり私どもも、この事業、かなり大きな金額になるんじゃないかなということ想像しております。

そうした中で、100%単費で進めていくというのは、かなり市の予算にとって大きなものになるという認識にあります。

そうしたことを考えまして、今、滝川委員の言われたようなファンドになるのか、寄附であったりだとか、そういうものができるような、ちょっとシステムを今、検討しているところであります。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出、9款消防費の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 9款1項1目について、お尋ねをします。常備消防費、消防水利整備事業、37ページであります。

ここに、消火水槽解体工事が計上されておまして、その場所、そして理由、また解体をされますと、水利が確保できないわけでありますので、それに対応する水利の対応は十分であるかどうか。その点についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 質疑のありました防火水槽解体工事の解体場所につきましては、矢部地内の矢部字本並地内、中市場区になりますが、野田字観音地内、野田字野田市場地内の3カ所を計画しております。

解体理由につきましては、老朽化による漏水が発生をし、多量の水が隣地へ流入していることや、あと現在は使用していない10トン未満の小型防火水槽の金網の腐食による転落防止、転落危険が懸念されることから、地元区から早期撤去要望が提出をされております。

今回、解体予定の3カ所とも、いずれも100メートル以内に消防水利の基準を満たす40トンの防火水槽、もしくは合計300ミリの消火栓が設置されております。解体後も地域の防災体制は十分に確保されているものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 小さな用水ということで、それぞれの地域にも現存しておまして、我々も消防団のころは、金網は抜け落ちますので、お寺さんで竹をいただいて、中へ竹を入れて補完をしたというような経験があります。それは時代の流れであろうと思います。

特に、今あった大きな水槽が漏水をしてみえるということではありますが、その敷地っていうのは、比較的、個人の方が寄附でやられてなのか、うちのそのまま土地を使ってやっというてちょうだいよということで用水をつくられたっていうケースもありますが、今回の場合に、それについてはそのまま旧の土地の所有者は一画の方なのか。もう市のほうへ寄

附されているのか。その点についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 矢部地内の土地につきましては、新城市の土地となります。

それと、野田地内の2カ所の土地については、私有地という形になります。

矢部地内の土地につきましては、地元地権者から昭和46年ぐらい前に寄附採納をされた土地となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、9款消防費の質疑を終了します。

次に、歳出、10款教育費の質疑に入ります。質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、10款2項2目、教育振興費、就学援助事業、小学校ですけども、増額の要因ということで、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 就学援助事業の増額の要因でございますが、当初見込んでいました申請者数からの増加が見られることと、就学援助費のうち、小中学校の新1年生に対し、支給している新入学生児童生徒学用品費につきまして、これまで当該年度の8月に支給していたものを平成30年度から、前年度の3月に支給できるよう、国の要綱の一部改正があったこと、また補助単価についても、国の要綱の一部改正があったことによるものです。

市では、増加見込みの人数分の費用に加え、平成30年4月に、小中学校新1年生となる子供を持つ保護者に対し、今年度から入学前に援助を行う必要があると考え、予算を増額す

るものです。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 申請者数がふえたということですけど、どの程度の人数を見込んでいるのかということと、要保護者と準要保護児童の対象は、それぞれどのようになっているのか。

また、要と準の区別はどのようになっているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 人数の増の見込みですが、約30人ほどの増を見込んでおります。ほとんどが、その増の見込みにつきましては、準要保護対象者です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 30人はわかりました。

要と準要保護児童という区別があるわけですけど、要の要件と準要保護の要件と、それぞれの人数区分はどのような想定でしょうか。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 要保護につきましては、生活保護の認定を受けている方になります。

それ以外、生活困窮者等ですね、市が認めた者が準要保護というような言い方となっております。

対象者人数ですが、見込みのうちのほぼ要保護認定者につきましては、見込みとしましては10名程度、残りが準要保護の対象者と見込んでおります。

済みません、全体のうちの要保護者が大体10名程度、それ以外が準要保護というふうに見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、次、行きます。

10款5項1目、社会教育総務費、共育事業の43ページです。

ものづくり講座の開催概要をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 櫻本生涯共育課長。

○櫻本泰朗生涯共育課長 ものづくり講座の開催概要について、お答えします。

この講座は、地域の次代を担う児童生徒に、各分野の産業、また市内の企業に対する興味や関心を引き起こす場を提供し、工夫する楽しさと創作する喜びを体得させることにより、創造性豊かな人間形成及びキャリア形成を図ることを目的としています。

あわせて、講座を通し、子供たちに市内企業の情報を発信することで、参加する子供だけでなく、講師となる大人も郷土愛をはぐくみ、地域を担う人材に育つことを願い、共育の理念を伝えることも目的としています。

また、市内企業にとっては、地域貢献の一環としてもとらえていただける講座になるよう考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 このものづくり講座の講師は、どういったものづくりを児童生徒にやるのか。市内の企業が行っているものづくりなのか、何かそれとも市外も含めた子供たちが関心を持つようなものづくりなのか。まずその点をお聞きしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 櫻本生涯共育課長。

○櫻本泰朗生涯共育課長 市内にあります企業を講師として予定しております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 市内の企業は、いろんな業種、業態があって、いろんなものをつくるのはわかるんですけど、子供たちが企業がつくってるものをつくるっていう、ちょっとイメージがわからないんですけど、昔の何か遊び道具をつくるだとか、いろんなものをつくるならわかるんですけども、極端な話、モーターをつくるか、例えばタイヤをつくるかどうかわかりませんが、それ以外にもオブラートをつくったりとか、市内ではいろんなものをつくってますけども、その中で子供たちが実際に体験できる講座というのがどのようなことを想定されて考えられておるのか。

また、どの程度の人数、規模を対象にするのか。会場はどうするのかとか、開催時期はどうかとか、その辺はいかがでしょう。

○丸山隆弘委員長 櫻本生涯共育課長。

○櫻本泰朗生涯共育課長 今、想定しておりますのは、木工を想定しております。

それから、開催人数ですけれども、1講座当たり25名程度を予定しております。

2回の開催を予定しておりますけれども、1回は今、言いました木工ですけれども、もう1回については、まだ未定という状況であります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、木工と未定っていうことですけど、木工ですと、市内の工務店、大工さんとか、いろんな事業所がありますので、そういうこと例えば、昔、技術や家庭科なんかだと本立てをつくったりだとか、簡単ないすをつくったりというような事業はやった記憶があるんですけども、そんなようなレベルのものづくりを想定されてるのか、もう少し違うことを想定されてるのか、ものづくりの理念と言うか、共育、ちょっといまいちピンとこないんですけど、その辺はどういうふうに考えてるんでしょう。

○丸山隆弘委員長 櫻本生涯共育課長。

○櫻本泰朗生涯共育課長 今回このものづくり講座が初めての開催になりますので、まずは軌道に乗せるということで、ごく簡単な内容を考えております。

ですから、特に込み入った内容ということではありませぬので、その点、御理解いただけたらと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第94号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第94号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第94号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第95号議案 平成29年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から第97号議案 平成29年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第95号議案から第97号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第95号議案から第97号議案までの3議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案のうち、補正予算案件の審査が終了しましたので、本日はこれまでにとどめることとします。

以上で、本日の予算・決算委員会を散会い

たします。

次回の委員会は、11日、午前9時から再開をいたします。

閉 会 午後3時28分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘